

四天王寺大学大学院修士および博士学位論文の 審査基準に関する細則

(目 的)

第 1 条 この細則は、四天王寺大学学位規程第 6 条に規定する修士および博士学位論文の審査基準に関する事項を定めるものである。

(修士論文の審査基準)

第 2 条 人文社会学研究科の修士学位論文については、以下の基準により総合的に判断する。なお、特定の課題については修士学位論文の審査基準に準じるものとする。

- (1) 研究課題、目的及びその意義が明示されている。
- (2) 科学的研究手法に則って、研究が実施されている。
- (3) 四天王寺大学倫理審査委員会の原則、承認を経て、研究が実施されている。
- (4) 研究実施の過程と研究成果が明示されている。
- (5) 学術論文体系に則って記述されている。
- (6) 申請者の新たな知見を加え、そこに創造性が認められるか。

第 3 条 看護学研究科の修士学位論文については、以下の基準により総合的に判断する。

- (1) 研究課題、目的及びその意義が明示されている。
- (2) 科学的研究手法に則って、研究が実施されている。
- (3) 四天王寺大学倫理審査委員会の承認を経て、研究が実施されている。
- (4) 研究実施の過程と研究成果が明示されている。
- (5) 学術論文体系に則って記述されている。
- (6) 研究者を目指す場合には、申請者の新たな知見を加え、そこに創造性が認められる。専門看護師を目指す場合には、専門領域の看護実践の質向上につながる研究である。

(博士学位論文の審査基準)

第 4 条 人文社会学研究科の博士学位論文については、以下の基準により総合的に判断する。

- (1) 人間福祉学における博士としての十分な知識と研究能力を有し、人間福祉学の発展に貢献できる。
- (2) 四天王寺大学倫理審査委員会の原則、承認を経て、研究が実施されている（人を対象とした研究の場合）。
- (3) 研究の背景・意義について、先行研究の検討に基づいて明確に記述されてい

る。

- (4) 先行研究や資料が適切に取り扱われており、当該研究分野における研究の水準に達している。
- (5) 当該研究領域の博士学位論文として、独自の研究結果に基づき一貫した論旨で構成されている。
- (6) 当該研究領域の理論的見地または実証的見地からみて、新規性、創造性、重要性、有用性が認められる。
- (7) 論文審査委員会におけるの発表や質疑応答の内容が適切である。

第 5 条 看護学研究科の博士学位論文については、以下の基準により総合的に判断する。

- (1) 看護学における博士としての十分な知識と研究能力を有し、看護学の発展に貢献できる。
- (2) 四天王寺大学倫理審査委員会の承認を経て、研究が実施されている（人を対象とした研究の場合）。
- (3) 研究の背景・意義について、先行研究の検討に基づいて明確に記述されている。
- (4) 先行研究や資料が適切に取り扱われており、当該研究分野における研究の水準に達している。
- (5) 当該研究領域の博士論文として、独自の研究結果に基づき一貫した論旨で構成されている。
- (6) 当該研究領域の理論的見地または実証的見地からみて、新規性、創造性、重要性、有用性が認められる。
- (7) 論文審査委員会におけるの発表や質疑応答の内容が適切である。

(細則の改廃)

第 6 条 この細則の改廃は、研究科委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日入学生から施行し、適用する。